

(写)

資 料 4

都企第 690 号
平成 26 年 3 月 27 日

横浜市都心臨海部再生マスタープラン審議会
会 長 様

横浜市長 林 文子

諮問書

横浜市都心臨海部再生マスタープラン審議会条例第 1 条の規定に基づき、次の事項について、調査審議いただきたく諮問いたします。

横浜市の都心臨海部の再生に関する基本的な計画の策定に関する事項
(横浜市都心臨海部再生マスタープランの策定に関する事項)

諮問理由

人口減少・超高齢社会の到来、地球温暖化や災害に強いまちづくりへの対応など、本市を取り巻く状況が大きく変化している中で、本市の更なる成長・発展を図っていくためには、都心部の機能強化が必要不可欠です。

このことから、横浜駅周辺地区、みなとみらい 21 地区、関内・関外地区の従来の横浜都心部に、新たに東神奈川臨海部周辺地区、山下ふ頭周辺地区の 2 地区を加えた都心臨海部のマスタープランを策定するため、貴審議会に調査審議いただきたく諮問するものです。